

《住居表示》



すでに駅北・駅南・吉原・今泉 原田・伝法地区の一部で実施 されています

なぜ住居表示をおこなうのでしょうか

わたしたちの住所や、事務所事業所の所在する場所を表示するのに、従来は字(あざ)と地番を用いて富士市伝法500番地というように所在の表示をしていましたが、もともと字自体が雑然としているところへ都市が発展していくにつれて土地の切り売りや道路の新設などによって番地の混乱に拍車をかける結果となり、きわめて解りにくいものとなっております。そこで、これを解消するために、昭和37年5月「住居表示に関する法律」が公布され全国に「住居表示」ということばが使われるようになりました。この住居表示の法律は、住所、事務所、事業所等の所在

する場所の表示に財産の番号である地番を使うことが不合理であることから地番を使わず建物に順次番号をつけてわかりやすくし、不便を解消しようとする意図のもとに公布されたものであります。

実施されたところは…

住居表示が実施されると、わたしたちの住所はもちろん、事務所、事業所その他公園まですべての場所を表わすのに「何々町何番何号」を使います。住居表示を行なう区域は市議会で「市街地」と定めた区域だけに限られます。

住居表示実施後は…

◆新表示が義務づけられます

住居表示が実施された地域のみなさんは、実施日以降この住居番号を使うことにつとめるよう法律で定められています。また、国、県、市の公簿についても新しい住居表示によることになっていきますので、実施日において該当地区に住んでいる方については、市役所では住民基本台帳印鑑簿などをはじめ、税関係、国民健康保険、国民年金など、すべての公簿は自動的に切替えられています。

◆家の新築・改築のとき

すでに住居表示が実施されている地区内で家を新築したり、改築したり、取りこわしたりした場合には、住居番号の新設、変更、廃止を必要としますので、すみやかに市役所総務部総務課庶務係へ届け出てくださ

い。それによって現地調査等確認のうえ街区符号、住居番号をきめて通知します。

◆運転免許証と自動車の登録

自動車運転免許証や車体検査証の住所変更は、免許証の更新、その他の手続きをされるときにおこなってください。また自動車の登録についても、継続その他の手続きの際に住居変更をしてください。これらの手続きをされるときは、住所変更証明書をもっていけば無料でやってくれますから必要なときには、市役所総務部総務課庶務係もしくは市民課窓口までおかけください。

〔法務局との関係〕

◆土地・建物の登記の変更

住居表示が実施されますとこの区域内の大字が廃止され、新たに付けられた町名が地名になりますので登記されている財産の所在の表示が変わりますが、この変更は法務局が直接行ないません。しかし、財産所有者の住所変更の登記は所有者のみなさんが各自申請することになっていま

住所変更手続一覧表

住所変更を要するもの	申請人	提出先	申請期間	備考
国及び地方公共団体の公簿	転権で書き替える			住民票・印鑑簿・税務・教育・選挙人名簿・その他台帳公簿
自動車車両検査証	本人	陸運事務所	15日以内	運用として移転登録・変更・抹消登録の手続の際でよい
自動車運転免許証	本人	公安委員会		免許の種類の変更のとき又は次期更新までに書き替える
商業登記	本人	法務局		本店及び主たる事務所の所在地変更は2週間以内、支店及び従たる事務所の所在地変更は3週間以内 会社の本店支店の所在地及び役員住所の変更
法人登記	本人	法務局	同上	各種組合・宗教法人・学校法人・信用金庫等事務所の所在地及び役員住所変更
各種有価証券	本人	関係機関		株券・預貯金・借入証書等
各種認可証	本人	関係機関		医師・薬剤師・調理士・理容士・土地家屋調査士・その他これに類するもの

す。この変更登記に要する申請書および変更証明書は無料で交付しますから、必要なときは市役所総務部総務課庶務係もしくは市民課窓口までおいでください。また、この証明書があると登録税（不動産1個につき500円）が免除されます。

例えば、住居表示実施区域内に存在している会社など、法人の本店、または支店の所在も住居表示による番号の表示にかえなければなりません。あるいはそれらの役員の住所についても変更があれば併せて変更登記をする必要があります。変更登記

の申請用紙や証明書は市役所総務部総務課庶務係もしくは市民課窓口で無料で交付いたします。また個人商店などで商号を登記している場合はその営業所および商号使用者の住所の変更登記が必要になってきます。

◆法人組合などの変更登記

会社（合名会社、合資会社および株式会社）、学校法人、医療法人、商店振興会、宗教法人などについても住居表示の実施にともない、それぞれその登記事項中に変更が生じます

実施された区域の住所などの表示例は

住所などは下の表のように表示されています

	実施前	実施後	変更になるところ
現住所	伝法500番地	浅間 ^上 町10番6号	・町名変更 ・番地が番号に
本籍	伝法500番地	浅間 ^上 町500番地	・字名変更
不動産 (土地・家屋)	伝法字三日市〇〇番地	浅間 ^上 町〇〇番地	・町名変更 ・字界字名の廃止

吉原地区の中心は市民会館

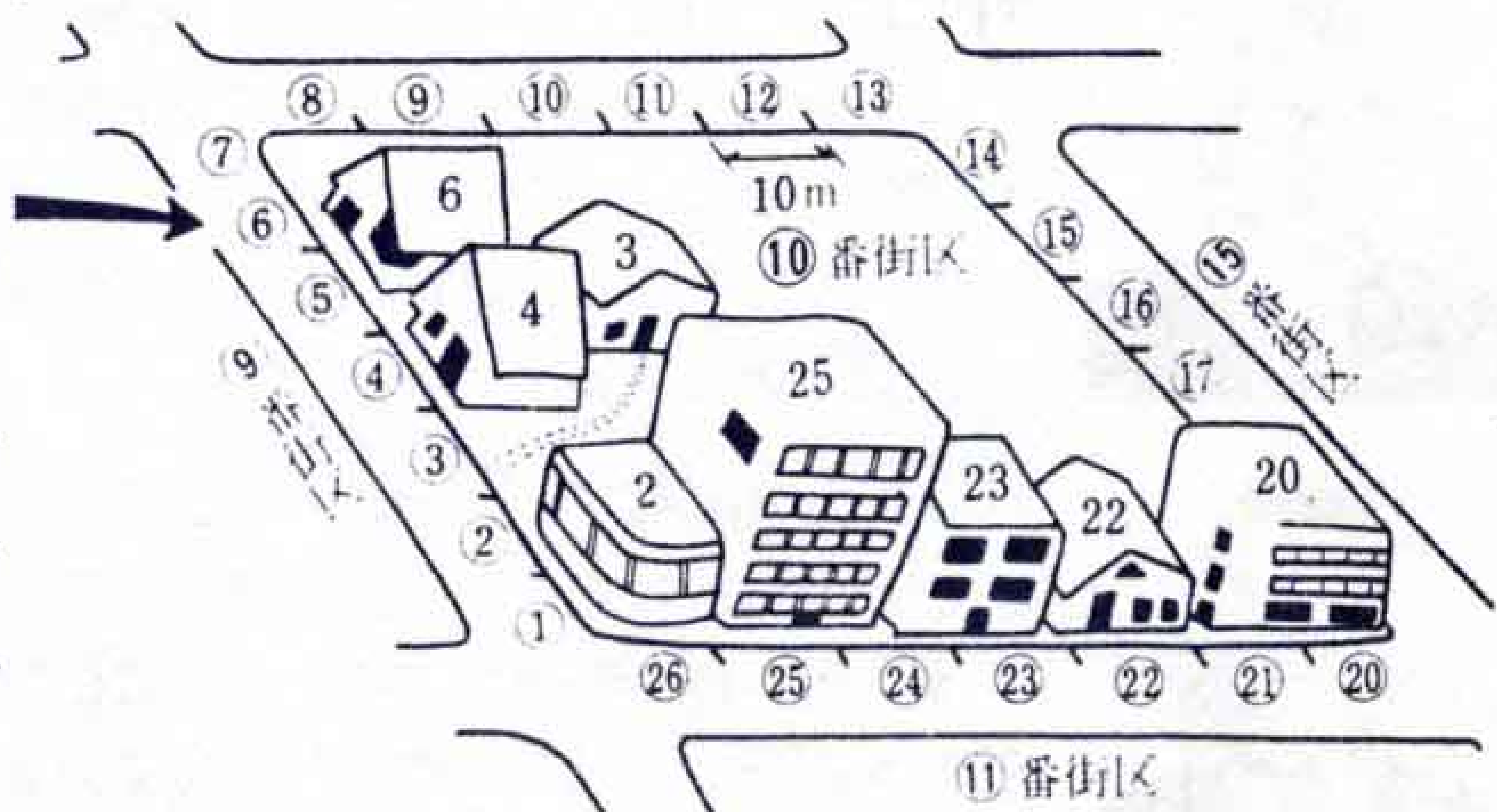
富士地区の中心は富士駅

町の境界は、道路や河川、水路、鉄道などの目標物として適当な施設によって境いをするのがわかりやすくするために必要なことですが、このほか住居表示を実施するにあたって、実施区区域について一かた処理をすることが混乱を防ぐため大切でありますので、市独自のきまりがあります。

つけてあります。

- 〇〇町
- 10番6号
- ⑩ 街区符号
- ⑩ 基礎番号
- 6 住居番号

②各戸につけられる「何号」という住居番号は、それぞれの街区で吉原市民会館、富士駅に一番近い街かどを起点に原則として右廻りに1号、2号、3号、とつけその間隔は10mごとに区切ってあります。



みやすい場所に「街区表示板」等を

住居表示が実施されますと、この区域内の各街区のかどの見やすい場

所に、町の名称と街区符号を表わした「街区表示板」がもうけられその地点が明確に表されます。また各戸には玄関入口などの通行人の見やすい場所へ「住居番号板」を取りつけます



図面・台帳の閲覧問合せ

住居表示実施にともなう新旧、旧新対照および新旧対照案内図（縮尺二千五百分の一）および住居表示台数（五百分の一）が総務課（7階）市民課（2階）に備え付けてありますので必要のある方はご覧ください住居表示についてのお問い合わせは市役所総務部総務課庶務係（電話51-0123 内線468、470）